

空き家を活用したい市外に居住する世帯、市内の子育てファミリーを応援します

空き家活用・流通促進事業



空き家を改修しての移住に

最大 **100万円** を助成します!



空き家の改修事業

■市外に居住する世帯又は市内に居住する子育てファミリーが入居するため、又は、空き家の所有者が、市外に居住する世帯又は市内に居住する子育てファミリーを入居させるために空き家を改修する経費を助成。改修に着手する前の申請が必要。

市外

子育てファミリー：最大50万

一般世帯：最大30万

市内

子育てファミリー：最大30万



空き家への移転事業

■市外に居住する世帯が、市内の空き家に移転する際に要する経費を助成。転入・引越し前の申請が必要。

市外

子育てファミリー：最大50万円

一般世帯：最大50万円

併用すれば・・・市外から転入：最大100万円
市内での転居：最大 30万円



問合せ先

藤枝市都市建設部空き家対策室
〒426-8722 静岡県藤枝市岡出山1丁目11番1号
電話 054-643-3481 (直通)
FAX 054-643-3280
E-mail kenchiku@city.fujieda.shizuoka.jp

藤枝市 空き家

検索



藤枝市空き家活用・流通促進事業概要

【事業の主旨】

- 藤枝市への子育て世帯の移住促進を図るとともに、空き家の有効活用と地域経済の活性化に資するため

【用語】

■ 子育てファミリーとは

中学生以下の子又は妊娠している者がいる世帯をいう

■ 空き家とは

個人が自己の居住を目的として建築した住宅（昭和56年6月1日以降に建築された建築物又は同日前に建築された建築物並びに工事中であった建築物にあっては、次のいずれかに該当する耐震補強工事を行ったもの[移転前までに耐震補強工事を行うものを含む]）のうち、人が現に居住していない一戸建ての住宅又は居住しなくなる予定の一戸建ての住宅をいう。ただし、当該一戸建ての住宅に居住することについて都市計画法その他の法令に違反しないものに限る。

ア 木造住宅にあっては、藤枝市木造住宅耐震補強事業費補助金交付要綱に基づく耐震補強工事を行うもの

イ 非木造住宅にあっては、藤枝市既存建築物耐震性向上事業費補助金交付要綱に基づく耐震診断を行い、耐震補強工事を行うもの

空き家の改修事業

- 市外に居住する世帯又は市内に居住する子育てファミリーが入居するため、又は、空き家の所有者が、市外に居住する世帯又は市内に居住する子育てファミリーを入居させるための空き家改修（外構除く）に要する経費を助成。

※補助金の交付回数は、同一世帯に対し1回限り

＜補助対象者＞

- 市外に居住する世帯又は市内に居住する子育てファミリーが入居するため、又は、空き家の所有者が、市外に居住する世帯又は市内に居住する子育てファミリーを入居させるために空き家を改修する者で次の全てに該当する者

- ① 納付すべき市税を滞納していない者
- ② 空き家リノベーションレポートを提出できる者
- ③ 藤枝市中山間地域活性化推進事業費を受けた者又は受ける予定のある者を除く

限度額 30万円

（ただし、市外の子育てファミリーは限度額50万円）

＜補助対象経費＞

- 空き家の改修（外構除く）に要する経費

＜補助金の額＞

- 補助率は補助対象経費の2分の1以内で・・・
子育てファミリーの市外からの転入は50万円を限度とする
一般世帯の市外からの転入は30万円を限度とする
子育てファミリーの市内での転居は30万円を限度とする

空き家への移転事業

- 市外に居住する世帯が、市内の空き家に移転（引越し費用、仲介手数料に限る）する際に要する経費を助成。

※補助金の交付回数は、同一世帯に対し1回限り

＜補助対象者＞

- 市外に居住する世帯であって空き家に居住を希望する者で、次の全てに該当する者

- ① 納付すべき市税を滞納していない者
- ② 藤枝市中山間地域活性化推進事業費を受けた者又は受ける予定のある者を除く

限度額 50万円

市内での移転は対象外

＜補助対象経費＞

- 空き家への移転（引越し費用、仲介手数料に限る）に要する経費

＜補助金の額＞

- 補助率は補助対象経費の2分の1以内で・・・
子育てファミリーの市外からの転入は50万円を限度とする
一般世帯の市外からの転入は50万円を限度とする